

東金市避難情報等架電サービスに関するQ & A

1. 東金市避難情報等架電サービスに関すること

Q 1 東金市避難情報等架電サービスとはどのようなものですか？

A 1 市では、災害時には避難情報等の災害に関する情報を発信します。これらの情報は、市が市内各所に設置した防災行政無線のほか、本市内にある携帯電話に対して発信する「緊急速報メール(エリアメール)」や市の登録制メールサービス「東金市防災メール」等の携帯電話向けメールサービス、消防防災課公式ツイッターやLINE公式アカウント等のSNSなど、様々な方法により発信しています。

一方で、メール等を使用できない方も多くいらっしゃることから、災害に関する情報取得の格差を少しでも解消することを目的として、市内にお住まいで「東金市防災メール」等を使用していない高齢者や障害者の方を対象に、ご自宅の電話機等（固定電話や携帯電話等のモバイル端末）やFAX機に対して避難情報等を架電するサービスを行います。

Q 2 東金市避難情報等架電サービスではどのような情報が発信されますか？

A 2 市が発信する台風など風水害時等の避難情報（避難指示等）や、土砂災害警戒情報などの災害時の緊急情報のみです。

Q 3 どのようなタイミングで配信されますか？

A 3 市が災害に関する情報を発信すると同時に配信されます。

例えば、台風等の風水害時に避難情報（避難指示等）を発令した場合、発令直後に防災行政無線や東金市防災メールとほぼ同時に電話・FAXがかかりますが、回線の混雑などの状況により、遅れる場合もあります。

Q 4 利用にあたって費用はかかりますか？

A 4 登録費や情報を受け取るための通信費などの費用はかかりませんが、FAXについては、インクや紙代については、利用者負担となります。

Q 5 電話はどのようにかかってくるのか？

A 5 電話に出なかった場合は、自動的に切れますが、再度かけ直します。なお、電話の音声はコンピューターによる合成音声がかかります。

また、電話に出た場合、聞き終わったら「#ボタン」を押してください。（#ボタンがある場合のみ）

Q 6 配信された情報を再度聞くことはできますか？

A 6 音声を再度聞きなおすことはできません。

なお、防災行政無線でも同等の内容を放送しますので、通話料はかかりますが、「防災行政無線電話音声案内（☎0475-50-1188）」でも聞くことができますので、そちらをご利用ください。

Q 7 配信が遅れたりする場合はありますか？

A 7 東金市避難情報等架電サービスは一般の電話と同様に、登録された電話番号に対して一定数ごとに順次電話をかける仕組みであるため、全ての電話番号に配信し終えるまでには時間を要します。サービスへの登録者が多数となった場合、一度に発信できる数が限られるため、情報が届くまでに時間がかかる場合があります。

また、大規模災害の発生時には安否確認等による電話利用が急増し、電話がかかりにくくなるため、配信が遅れる又は配信ができない場合があります。

2. 対象者に関すること

Q 8 東金市避難情報等架電サービスの対象者はどのような人ですか？

A 8 次の(1)～(3)全てに該当する方が対象者です。

- (1) 本市に居住、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている方
- (2) 携帯電話等のモバイル端末を所有しているが東金市防災メールを受信することができない方
- (3) 次のどちらかに該当する方
 - ① 65歳以上の方
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けた方で、身体障害者1級又は2級に該当する視覚障害又は聴覚障害を有する方

なお、上記対象者のうち、聴覚障害を有する方は、FAXによる発信サービスをご利用できます。

Q9 登録後、新たに携帯電話を買った場合はどうなりますか？

A9 東金市避難情報等架電サービスは「東金市防災メール」を受信できない方への情報発信を目的としたサービスです。登録者が携帯電話やスマートフォンを新たに購入し、「東金市防災メール」により情報入手が可能となった場合は対象要件を満たさなくなりますので、登録解除の手続きを行ってください。

東金市避難情報等架電サービスは配信できる登録件数に限りがありますとともに、発信件数が多くなるほど情報配信に遅延が生じる可能性があることから、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

Q10 対象外の方が登録したら罰則などはありますか？

A10 罰則等はありませんが、東金市避難情報等架電サービスは配信できる登録件数に限りがありますとともに、発信件数が多くなるほど情報配信に遅延が生じる可能性があることから、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

3. 登録に関すること

Q11 登録はどのように行いますか？

A11 市ホームページまたは市役所消防防災課で入手した申請書及び誓約書（携帯電話等のモバイル端末を所有しているが、「東金市防災メール」を受信することができない旨について誓約する書面）を、消防防災課窓口までお持ちいただくか、郵送またはメールにて市役所消防防災課までご提出ください。

Q12 登録時に他に提出物等がありますか？

A12 対象者の資格要件を確認するため、次の書類の添付が必要となります。

① 申請者が属する世帯全員について記載された住民票の写し

② 申請者が身体障害者手帳の交付を受けている場合にあっては、身体障害者手帳の写し

ただし、上記2点について、市が確認することに同意をいただける場合は添付の必要はありません。

Q13 代理人による申請はできますか？

A13 可能です。代理人はどなたでも結構です。

Q14 配信をやめたい場合はどのようにすればよいですか？

A14 市ホームページまたは市役所消防防災課で入手した申請書を、郵送またはメールにて市役所消防防災課までご提出ください。
申請書は、登録時のものと同じ様式となりますので、申請区分の「廃止」にをお願いします。

Q15 廃止手続きを忘れた場合はどうなるのか？

A15 電話番号変更等により、発信が一定回数不可能となった場合は、自動的に登録を抹消することとなりますが、基本的には廃止手続きを行っていただくようになります。

4. その他

Q16 東金市避難情報等架電サービス以外に情報を入手する方法はありますか？

A16 市では、災害に関する情報を様々な方法を用いて発信しています。災害時には市の情報を待つだけでなく、自ら積極的に情報を取るようにしましょう。